

審 査 基 準

基準の名称	解散の決議の認可(漁協)基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
水産業協同組合法	0 6 8 - 2	解散の決議の認可(漁協)
基 準 の 内 容		
「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知）のとおり。 Ⅲ－２－１－１－２ 審査要領（主な着眼点） （１）設立に係る認可について ② 形式的事項 ア 申請書は正規な申請者から認可権者宛てに提出されているか。 イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。 （３）解散に係る認可について 組合の解散に関し、法第68条第２項（解散）に基づき認可を行う場合は、次の形式的事項について適正な内容となっているかどうかを審査するものとする。 (形式的事項) ア 上記（１）の②のア及びイに掲げる事項 イ 解散の手続は法第48条、第50条等に照らし、適法に行われているか。		